

奈良県告示第二百六十二号

なら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）第十三条第四項の規定により、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟の指定管理者を次のとおり指定した。

令和元年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

東京都渋谷区恵比寿四丁目一七番三号 株式会社ひらまつ 代表取締役 陣内 孝也

二 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで